

箱根町景観施策推進会議第2回会議 次第

日時：平成22年2月3日（木） 午後1時30分から3時まで（予定） 場所：分庁舎4階 第7会議室
--

1 あいさつ

2 議題

(1) 先導的役割を担うための公共サイン等の表示について

ア 公共施設整備指針における公共サインの基準

イ 職員提案の対応

ウ 今後の取組

(2) 富士箱根伊豆交流圏構想における「国際観光地にふさわしい屋外広告物設置」検討プロジェクトチームの取組みについて

(3) その他

箱根町景観施策推進会議第2回会議 資料目録

議題1 先導的役割を担うための公共サイン等の表示について

- 公共サイン基準（箱根町景観形成公共施設整備指針抜粋）・・・資料1
- 箱根地域における広告物の審査基準（概要、自然公園法）・・・資料2
- 屋外広告物パトロールちらし・・・資料3
- 職員から寄せられた意見・・・資料4

議題2 「富士箱根伊豆交流圏構想における「国際観光地にふさわしい屋外広告物設置」 検討プロジェクトチームの取組みについて

- 富士箱根伊豆交流圏構想の概要・・・資料5

議題3 その他

- 景観まちづくり学習助成事業概要・・・資料6
- 景観まちづくりアドバイザープロフィール・・・資料7

箱根町景観施策推進会議 第2回会議 概要

日 時	平成 22 年 2 月 3 日(水) 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで	場 所	分庁舎 4 階 第 7 会議室
出席者	会議構成員：7 名（1 名欠席） 都市整備課：課長、勝俣副主幹、竹村主事補（司会）		
議 題	1 先導的役割を担うための公共サイン等の表示について		
結 果	<p>(1) 公共施設整備指針における公共サインの基準 公共サインのあり方を考えるにあたり、先に策定した「公共施設整備指針」の公共サインの基準や「自然公園法」の審査基準、県の屋外広告物条例の概要について事務局から説明した後、協議した。</p> <p><協議結果></p> <p>① 本会議においては、当面公共サインについて重点的に調査・研究することとし、具体的には、公共サインの表示についてより詳細な基準を策定していく。</p> <p>② 公共サインの設置や建築物の建築等について、景観条例に規定する届出対象行為でなくとも、その都度都市整備課景観推進班に相談する。</p> <hr/> <p>(2) 職員提案の対応 先にグルーウェアから意見募集した、公共サインに係る意見・提案について 1 名の職員から意見が寄せられたので、報告をするとともに、その内容について協議した。</p> <p><協議結果> 今後の公共サイン等の運用に活かしていく。</p> <hr/> <p>(3) 今後の取組 (1) 及び (2) の協議結果を踏まえ今後の取組について協議した。</p> <p><協議結果></p> <p>① それぞれの課で設置した広告物について現状を把握し、不要な物（掲出の目的を達成している。修繕が不可能なもの等）は撤去する。</p> <p>② 公共サインの詳細な基準を策定する。</p> <p>③ 全庁的に公共サインの設置状況を調査する。</p> <hr/> <p>(4) ごみ集積所の看板のデザインについて 環境課からごみ集積所の看板デザインについて、推進会議に意見照会があったので、協議した。</p> <p><協議結果></p> <p>① 景観に配慮した、色彩にする等、環境課でデザインについて再度検討することとなった。</p>		

	<p>② 後日、都市整備課から、看板の設置意義や効果を考察し、取り止めも含め検討するよう環境課に依頼した。その結果、設置箇所を減らすことで景観に配慮していくこととなった。</p>
	<p>2 富士箱根伊豆交流圏構想における「国際観光地にふさわしい屋外広告物設置」検討プロジェクトチームの取組みについて</p>
	<p>本町がモデル地区となっている山静神サミット富士箱根伊豆交流圏構想における「国際観光地にふさわしい屋外広告物設置」検討プロジェクトの取組の内容について、事務局から説明したもの。</p>
	<p>3 その他</p>
	<p>(1) 景観まちづくり学習助成事業について 町の景観を次代に引き継ぐために必要と考える「景観教育」に係る、助成制度について事務局から説明したもの。</p>
	<p>(2) 景観まちづくりアドバイザーについて 景観まちづくりアドバイザーの委嘱等、その取組み状況について事務局から報告したもの。</p>
	<p>(3) 今後の予定について 次回の会議については、4月を予定しているが、開催日程については、別途メンバーへ連絡するもの。</p>

<協議内容－議事録>

<p>議題</p>	<p>(1) 先導的役割を担うための公共サイン等の表示について ア 公共施設整備指針における公共サインの基準</p>
<p>事務局からの説明 (竹村主事補)</p> <p>資料1 資料2 資料3</p>	<p>前回の会議で議題として挙げさせていただいた、公共施設整備指針については、各課等の意見照会等の手続きを経た上で先月、策定しました。この指針における公共サインの基準は資料1のとおりとなっています。今後この指針を基準として、整備等を行っていくこととなりますが、看板等に記載する公共サインは、屋外広告物となりますので、町の屋外広告物に対する規制についても、今一度、皆さんにご認識いただければと考えています。</p> <p>箱根町では屋外広告物の設置については、「自然公園法」と「神奈川県屋外広告物条例」双方の届出又は許可申請が必要です。特に資料2をご覧くださいと分かりますが、自然公園法における規制は、一店舗にのぼりは2本までにする、標識類の色彩は原則として茶地に白文字にする等非常に厳しいものです。</p> <p>町は景観計画において屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する基本方針として、自然公園法及び神奈川県屋外広告物条例の規制を基本とする旨を掲げていますが、それら法令を所掌している環境省及び県小田原土木事務所に頼るだけでなく、連携しながら屋外広告物に対する取り組みを行っていきたいと考えています。資料3は環境省箱根自然環境事務所と共同して実施した屋外広告物パトロールの際に店舗等に配付したチラシになります。</p>
<p>意見交換</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法については所管している案内板等は許可をとっています。しかし、工事等で急ぎよ設置する簡易的なものまでは許可はとっていません。 ・以前、赤色で「×」を記入したポイ捨て禁止看板を芦ノ湖畔園地に設置しましたが、園地の管理者から指導がありました。しかし、このような看板は注意を促すために設置するものですから、目立たせる必要もあるかと思えます。 <p>→確かに、生命に係るようなものについては、注意喚起するために目立たせる必要がありますが、それ以外の注意喚起であれ</p>

ば、景観に配慮していただきたいです。例えば、自然公園法の規制の範囲内でも茶地に白字なら目立つのではないのでしょうか。(事務局)

・役場に掲げている懸垂幕についても今後検討する必要があると思います。(事務局)

・町所有の屋外広告物は全て把握しているのですか？

→把握していませんが、今後各課で設置した屋外広告物が必要なのか、そうでないのか、検討していただき、必要ないものなど(当初の掲出目的を達成したもの。改修が不可能なものなど。)は撤去していただきたいと考えています。(事務局)

・歓迎塔の設置状況は、現在どうなっているのでしょうか？(事務局)

→湯本、乙女峠及び森のふれあい館付近にありましたが、湯本の歓迎塔はターミナル工事に伴い撤去しました。

・所管している看板ではありますが、宮ノ下駐車場の看板は景観的に再考する必要があると考えています。(事務局)

→宮ノ下駐車場の看板については、分かりにくいので何とかして欲しいとの要望が多かったため、あのような看板になったという経緯があります。(事務局)

・正直、この会議で私が何を求められているかが分かりません。今後、町が新たに公共サインを設置する際には策定した公共施設整備指針や、その他のガイドライン等を守っていくのは当たり前のことです。今回の議題となった内容について課内に周知していくことは当然行いますが、もっと、具体的に何をこの会議でしていくかが分かりません。

→景観計画に掲げた内容を実行に移していくために、公共施設整備指針を作りましたので、皆さん各課で守ってください、ということだけで済む問題かもしれませんが、今回議題に取り上げたのは皆さんに町の公共サイン等について現状把握していただき、できるものからできるだけ早く取り組んでいただきたい

	<p>いと考えたからです。(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例えば、課内で所管している施設の名称プレートは黒地に金であったりしますが、こういったものを今後どのような手順で変更していくのか等、明確な目標を作っていたほうがいいのではないかと思います。 ・今後の考え方として、新規の看板等については、景観推進班と相談しながら作成し、既存のものについては、景観に対する認識について職員それぞれに違いがあるでしょうから、各課に照会してみてもいいでしょうか。 <p>→既存の看板等が老朽化し、修繕等を行う際に、本指針を汲んで修繕していただければいいと考えています。(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化等で修繕の際に改善することはもちろん、行ってきたいですが、問題はこの会議で何を私が求められ、何をこの会議でしていくのか、ということです。 ・話の核があるといいのではないのでしょうか。 <p>→テーマ設定をしていく方向で考えていきます。今回、景観に影響を与えるものとして、屋外広告物、公共サインについて議題に挙げていますが、今後は整備指針に基づいた、統一した公共サインのデザイン等についても検討していきたい考えがあります。(事務局)</p>
結果	<p>意見交換を踏まえた上で、引き続き、公共サインについて本会議において考えていくこと、また、看板等の設置については、その都度都市整備課景観推進班に相談することとなった。</p>

議題	(1) 先導的役割を担うための公共サイン等の表示について イ 職員提案の対応
事務局から説明 (竹村主事補) 資料4	平成22年1月20日付けでグループウェア掲示板で職員に公共サインについて意見を募集したところ、1名の方から資料4のとおりご意見をいただきました。
意見交換	<ul style="list-style-type: none"> ・「視覚障がい者への」配慮についてですが、タイル等の立体サインには、素材によってかなり色合いに差があります。弱視の方への配慮、景観への配慮等を判断して素材を選択していく必要があると思います。 ・ホームページは4/1にリニューアルしますが、ご意見の「町ホームページ」にあるように「公共施設」ととらえると、情報が探しやすく、見やすいホームページにしていく必要があると思います。
結果	今回交わされた意見については、今後の公共サイン等の運用に生かしていくこととなった。

議題	(1) 先導的役割を担うための公共サイン等の表示について ウ 今後の取り組み
概要	今一度、特にそれぞれの課で設置した公共サイン等のあり方について考え、不必要なものの撤去も含めた対応をすることとなった。

<p>議題</p>	<p>ごみ集積所の看板のデザインについて</p>
<p>説明 (環境課)</p>	<p>環境課から、ごみの収集方法を変更するにあたって、その周知をするために作成している看板のデザインについてメンバーの意見を伺うことになった。</p> <p>看板の設置概要は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4月からごみの収集方法を変更するので、3月中には自治会に配付したい。 ・ 設置場所となるのは燃せるごみの集積場所については約250箇所となる。設置については、集積場所の利用者ごとに判断していただく。 ・ サイズはA4で材質はプラスチック。 ・ 箱根らしいデザインということで寄木細工のイメージ案を作成した。
<p>意見交換</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省等に届出が必要なのではないでしょうか。 <p>→環境省へは相談しましたが、届出は必要ないとのことです。(環境課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 白抜きで文字をわかりやすくしたほうがいいのではないのでしょうか。 ・ 小田原市はごみ集積所に看板を設置していない場所が多いです。必要あるのでしょうか。 ・ 景観的には看板等はないほうがいいと思います。また、箱根らしい看板ということであれば、自然公園法の規制に遵守した茶色の艶消しベースに白文字にして、公共施設整備指針で掲げたピクトグラムを使用してみてもいいのではないでしょうか。(事務局) ・ 電柱への掲示は県の屋外広告物条例で禁止されています。設置方法については検討してください。(事務局) ・ 看板を設置すると、逆に通った人が捨てる可能性もあります。 ・ この看板については、ごみの収集方法変更について各地で

	説明会を開催したなかで要望が非常に多かったことで、作成を検討している経緯があります。また、義務ではなく、必要な方はつけてください、という形をとっており、外すこともできます。(環境課)
結果	今回の意見を参考にして、再度検討することとなり、後日都市整備課から、看板の設置について、とりやめも含めて検討するよう環境課に依頼した。その結果、設置箇所を減らすことで配慮していくこととなった。

議題	(2) 富士箱根伊豆交流圏構想における「国際観光地にふさわしい屋外広告物設置」プロジェクトチームの取り組みについて
事務局から説明 (竹村主事補) 資料5	<p>平成18年10月に、山梨、静岡及び神奈川の3知事が、富士箱根伊豆地域の将来像とその実現へ向けた事業展開の方向性を検討する組織として「山静神サミット」を設置し、交流圏における広域的な行政課題について検討してきました。そして、平成21年10月に開催された第4回山静神サミットで、将来にわたり交流圏の活性化を図ることを目的とする「富士箱根伊豆交流圏構想」が策定されました。</p> <p>この構想における将来像を実現させるために、大きく5つの広域連携施策が示されており、その中で「環境対策」として景観形成に向けた取り組みとして「国際観光地にふさわしい屋外広告物」について本年度各県でモデル市町村を指定し、取り組むこととなり、神奈川県モデル地区が箱根町となりました。</p> <p>具体的には、関所通りをモデル地区として、事業者の協力を得ながら屋外広告物について調査及び研究を行うこととなり、関所通り事業者と打ち合わせをしました。関所通り事業者の皆さんには今回のプロジェクトにご賛同いただきまして、既に事業者で組織する研究会を立ち上げています。今回の会議では公共サインについてが主題となりましたが、町と事業者がこのような連携した事業を展開していることも知っておいていただきたいと思います、ご紹介させていただきました。</p>

議題	(3) その他
概要	<p>○景観まちづくり学習助成事業について 事務局から、財団法人都市文化振興財団が実施している、景観まちづくり学習助成事業への次年度の応募に関して説明があり、活用について検討を依頼した。</p> <p>本事業は国土交通省が策定したモデルプログラムをもとに、事業を実施、報告等を行うことで、取り組みに対する助成金として10万円が支給されるもの。詳細については資料6のとおり。</p> <p>○景観まちづくりアドバイザーについて 事務局から、平成21年11月27日に委嘱した景観まちづくりアドバイザーについて紹介をした。詳細は資料7のとおり。</p> <p>○今後の予定について 次回の開催日程については、別途メンバーへ連絡するもの。</p>